

包括的保存管理計画の改定について

○ 要 旨

- ・ 現行の富士山包括的保存管理計画に、本年 3 月に策定し、4 月から新たに運用を開始した「世界遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル」（以下「遺産影響評価マニュアル」という。）の実施手法等を追加するための改定を行う。

○ 今回の主な改正点

（１）「第 2 章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産」

世界遺産富士山の顕著な普遍的価値の模式図を遺産影響評価マニュアルの記載にあわせて修正する。

（２）「第 9 章 行動計画の策定・実施」

保存管理・保全のための行動計画として、遺産影響評価マニュアルの適用を反映させる。

（３）分冊として遺産影響評価マニュアルを追加

遺産影響評価マニュアルを分冊－5 として追加する。

ほか 所要の改正を行う

包括的保存管理計画の新旧対照表

新	旧
第 1 章 包括的保存管理計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等 2. 計画策定・改定の経緯 (2) 改定の経緯 2013 年（平成 25 年）6 月の世界遺産一覧表への記載に当たり、ユネスコ世界遺産委員会は、資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として管理するために、管理の方法・体系（システム）を運営可能な状態にするよう勧告した。 そのため、2013 年（平成 25 年）イコモス評価書（ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418）及び第 37 回世界遺産委員会決議（37.COM 8B.29）の内容等を踏まえ、2014 年（平成 26 年）12 月に富士山世界文化遺産協議会が採択したヴィジョン・各種戦略の内容にも十分留意し、富士山の保存管理の一層の推進を図る観点から、富士山世界文化遺産学術委員会からの助言を受けつつ、富士山世界文化遺産協議会及び同協議会作業部会における協議を経て、2016 年（平成 28 年）1 月に既存の計画の改定を行った（2016 年（平成 28 年）版）。 また、2020 年（令和 2 年）3 月に、第 4 章の基本方針に基づき定めた資産の保存管理及び周辺環境の保全に係る諸事業を具体的に示した第 9 章の行動計画を中心に、既存の計画の改定を行った（2020 年（令和 2 年）版）。 さらに、2021 年（令和 3 年）4 月に運用を開始した「世界遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル」（以下「遺産影響評	第 1 章 包括的保存管理計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等 2. 計画策定・改定の経緯 (2) 改定の経緯 2013 年（平成 25 年）6 月の世界遺産一覧表への記載に当たり、ユネスコ世界遺産委員会は、資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として管理するために、管理の方法・体系（システム）を運営可能な状態にするよう勧告した。 そのため、2013 年（平成 25 年）イコモス評価書（ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418）及び第 37 回世界遺産委員会決議（37.COM 8B.29）の内容等を踏まえ、2014 年（平成 26 年）12 月に富士山世界文化遺産協議会が採択したヴィジョン・各種戦略の内容にも十分留意し、富士山の保存管理の一層の推進を図る観点から、富士山世界文化遺産学術委員会からの助言を受けつつ、富士山世界文化遺産協議会及び同協議会作業部会における協議を経て、2016 年（平成 28 年）1 月に既存の計画の改定を行った（2016 年（平成 28 年）版）。 また、2020 年（令和 2 年）3 月に、第 4 章の基本方針に基づき定めた資産の保存管理及び周辺環境の保全に係る諸事業を具体的に示した第 9 章の行動計画を中心に、既存の計画の改定を行った（2020 年（令和 2 年）版）。

価マニュアル」という。)による遺産影響評価の実施手法等を追加するための改定を行った。

以下、本書では特に理由がない限り、改定後の計画を「計画」と呼ぶこととする。

3. 計画の構成・構造

本計画は、上記の10章から成る「本冊」を中心として、資産の保護の根拠となる文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画の概要をまとめた「分冊1」及び資産の周辺環境の保全の根拠となる法令・制度等の許可等の基準を示した「分冊2」、2013年(平成25年)のイコモス評価書(ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418)、第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29)、第40回世界遺産委員会決議(40.COM 7B.39)及び第43回世界遺産委員会決議(43.COM 7B.66)を示した「分冊3」、「分冊3」に示された指摘等を踏まえつつ、富士山の保存管理をいっそう推進する観点から策定した「ヴィジョン・各種戦略」を示した「分冊4」、遺産影響評価の実施手法等を規定した「遺産影響評価マニュアル」を示した「分冊5」から成る。

第2章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産

図3 富士山の顕著な普遍的価値の模式図

別紙<新>のとおり

第9章 行動計画の策定・実施

2. 方法

(1) 資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止

以下、本書では特に理由がない限り、改定後の計画を「計画」と呼ぶこととする。

3. 計画の構成・構造

本計画は、上記の10章から成る「本冊」を中心として、資産の保護の根拠となる文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画の概要をまとめた「分冊1」及び資産の周辺環境の保全の根拠となる法令・制度等の許可等の基準を示した「分冊2」、2013年(平成25年)のイコモス評価書(ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418)、第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29)、第40回世界遺産委員会決議(40.COM 7B.39)及び第43回世界遺産委員会決議(43.COM 7B.66)を示した「分冊3」、「分冊3」に示された指摘等を踏まえつつ、富士山の保存管理をいっそう推進する観点から策定した「ヴィジョン・各種戦略」を示した「分冊4」から成る。

第2章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産

図3 富士山の顕著な普遍的価値の模式図

別紙<旧>のとおり

第9章 行動計画の策定・実施

2. 方法

(1) 資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止

ア. 開発・都市基盤施設の整備による影響への対応 1) 事業実施の方向性 (略) 2) 各実施事業の概要 ア) 市町村景観計画の支援 (略) イ) 景観保全に関する条例の施行 (略) ウ) 大規模太陽光発電設備等への対応 (略) エ) 富士山の眺望箇所及び構成資産周辺における修景整備 (略) オ) 富士山周辺地域の道路の無電柱化 (略) <u>カ) 遺産影響評価マニュアルの施行</u> <u>○ 実施主体</u> <u>富士山世界文化遺産協議会</u> <u>○ 概要</u> <u>富士山世界文化遺産協議会は、2021（令和 3）年 4 月から、構成資産内又は緩衝地帯を含む周辺環境において計画されている開発行為・イベント等並びに土地利用に関する法令等・規制の変更が、世界遺産の OUV に与える影響を事前に予測・評価する制度を施行している。OUV への影響評価を行うにあたっては、客観性を確保するため、富士山世界文化遺産学術委員会及び富士山世界文化遺産協議会作業部会に意見照会等を行う。</u> <u>なお、規模及び影響が甚大になる恐れのある事業については、それより前</u>	ア. 開発・都市基盤施設の整備による影響への対応 1) 事業実施の方向性 (略) 2) 各実施事業の概要 ア) 市町村景観計画の支援 (略) イ) 景観保全に関する条例の施行 (略) ウ) 大規模太陽光発電設備等への対応 (略) エ) 富士山の眺望箇所及び構成資産周辺における修景整備 (略) オ) 富士山周辺地域の道路の無電柱化 (略)
--	---

の計画段階から行政等による遺産影響評価が必要となるが、この場合の手順等については、事業の内容、性質等に応じて、富士山世界文化遺産協議会会長が、富士山世界文化遺産学術委員会の助言を勘案した上で定めることとする。

○工程

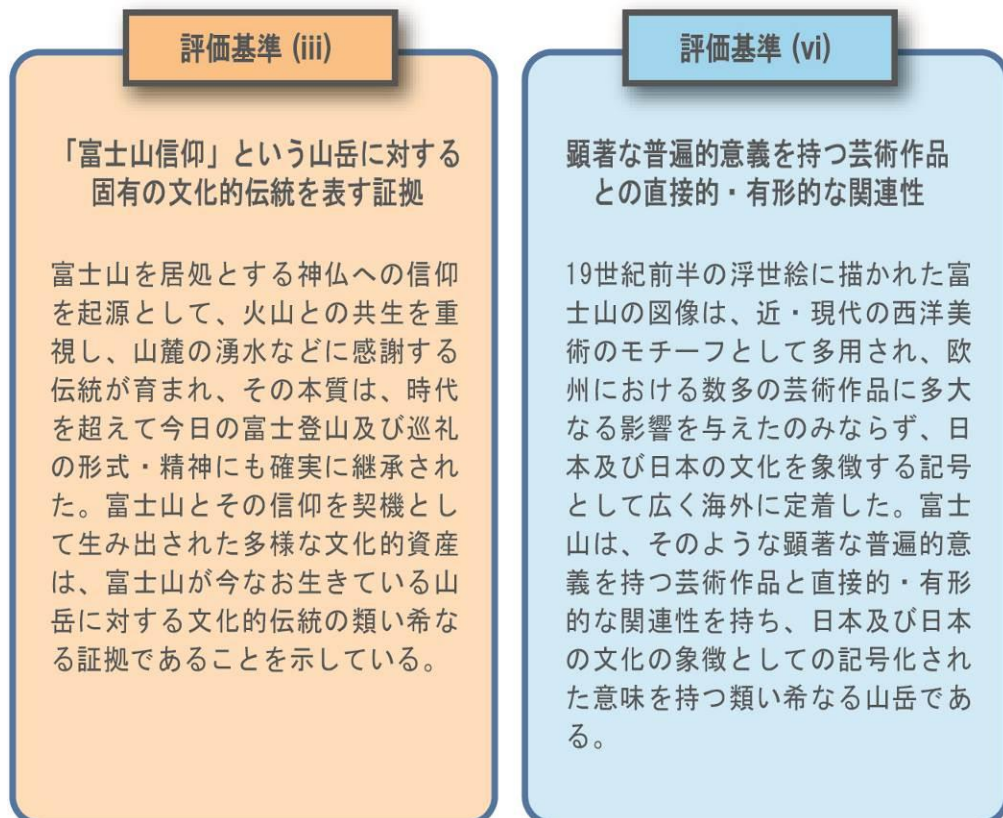
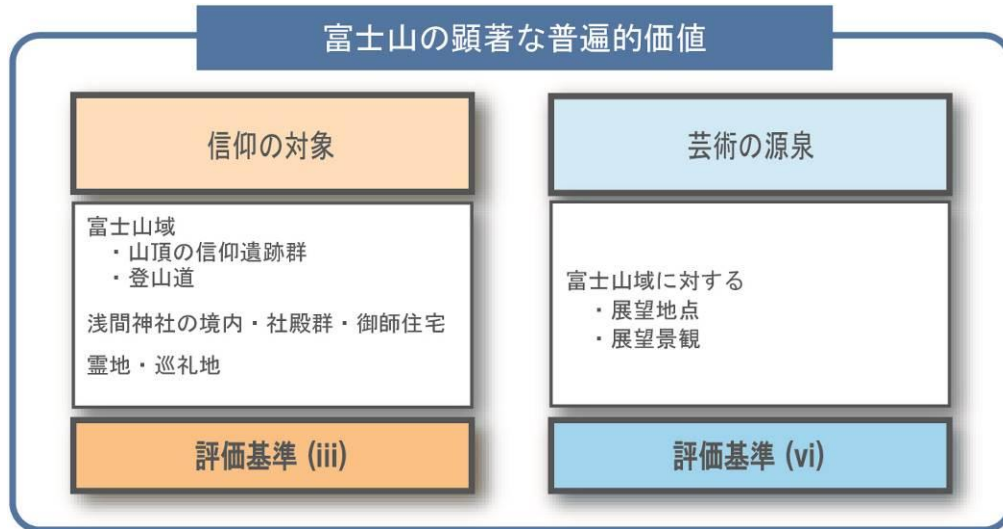
区分	短期			中期		長期
年度	<u>2018</u> (H30)	<u>2019</u> (R1)	<u>2020</u> (R2)	<u>2021</u> (R3)	<u>2022</u> (R4)	<u>2023 (R5)</u> 以降
制度の制定・運用						

上記のほか、分冊を以下のとおり追加する。

新	旧
・分冊１：資産の保護の根拠となる法律との緊密な関係の下に定められた個別計画の概要 ・分冊２：資産の周辺環境の保全の根拠となる法令・制度等の許可等の基準の概要 ・分冊３：イコモス評価書及び第 37 回世界遺産委員会決議 (37.COM 8B. 29) ・分冊４：世界文化遺産富士山ヴィジョン・各種戦略 ・<u>分冊５：世界遺産「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル</u>	・分冊１：資産の保護の根拠となる法律との緊密な関係の下に定められた個別計画の概要 ・分冊２：資産の周辺環境の保全の根拠となる法令・制度等の許可等の基準の概要 ・分冊３：イコモス評価書及び第 37 回世界遺産委員会決議 (37.COM 8B. 29) ・分冊４：世界文化遺産富士山ヴィジョン・各種戦略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

<旧>



「顕著な普遍的価値の言明」(SOUV; Statement of Outstanding Universal Value) に示された「総合的所見」(Brief synthesis) と「評価基準」(Criteria) との関係を図式化すると以下のとおりとなる。



<図の説明>

- 富士山は、東京の南西約100kmに位置し、集落や樹林に縁取られた海・湖沼から立ち上がる標高3,776mの独立成層火山。(「自然」を基盤)
 - 富士山への畏怖の念は、象徴化された死と再生を結び付ける宗教的実践へと変容し、個々の構成資産は宗教的崇拝の類い希なる証拠を形成した。(属性-1に対応)
 - 富士山の形姿が芸術家に靈感を与え製作意欲を鼓舞し、数多の詩歌等の文学・絵画・工芸の作品の源泉となった。(属性-2は属性-1を前提)
 - 芸術家は、富士山の形姿から多くの富士山の図像を創造。特に19世紀初頭の北斎・広重の浮世絵は、顕著な普遍的意義を持つ図像として西洋の芸術発展に重大な影響をもたらした。富士山を世界的な名山とした。(属性-2に対応) ⇒ 評価基準(vi)の適用
- ⇒ 評価基準(iii)の適用

包括的保存管理計画（現行）の概要

(1) 計画の目的

世界遺産一覧表に記載された「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」にかかる構成資産等を「ひとつの存在 (an entity)」として一体的に管理するとともに、「ひとつの文化的景観 (a cultural landscape)」としての管理手法を反映した保存・活用を実施し、顕著な普遍的価値を次世代へと継承するために、資産のみならず、その周辺環境を対象とした計画を策定した。

(2) 策定主体

文化庁、環境省、林野庁、静岡県・山梨県、関係市町村等

(3) 策定・改定年月

策定：平成 24 年（2012 年） 1 月

改定：平成 28 年（2016 年） 1 月

第 37 回世界遺産委員会決議の内容等を踏まえ、富士山世界文化遺産協議会が採択したヴィジョン・各種戦略の内容を十分留意し、富士山の保存管理の一層の推進を図る観点からの改正

令和 2 年（2020 年） 8 月

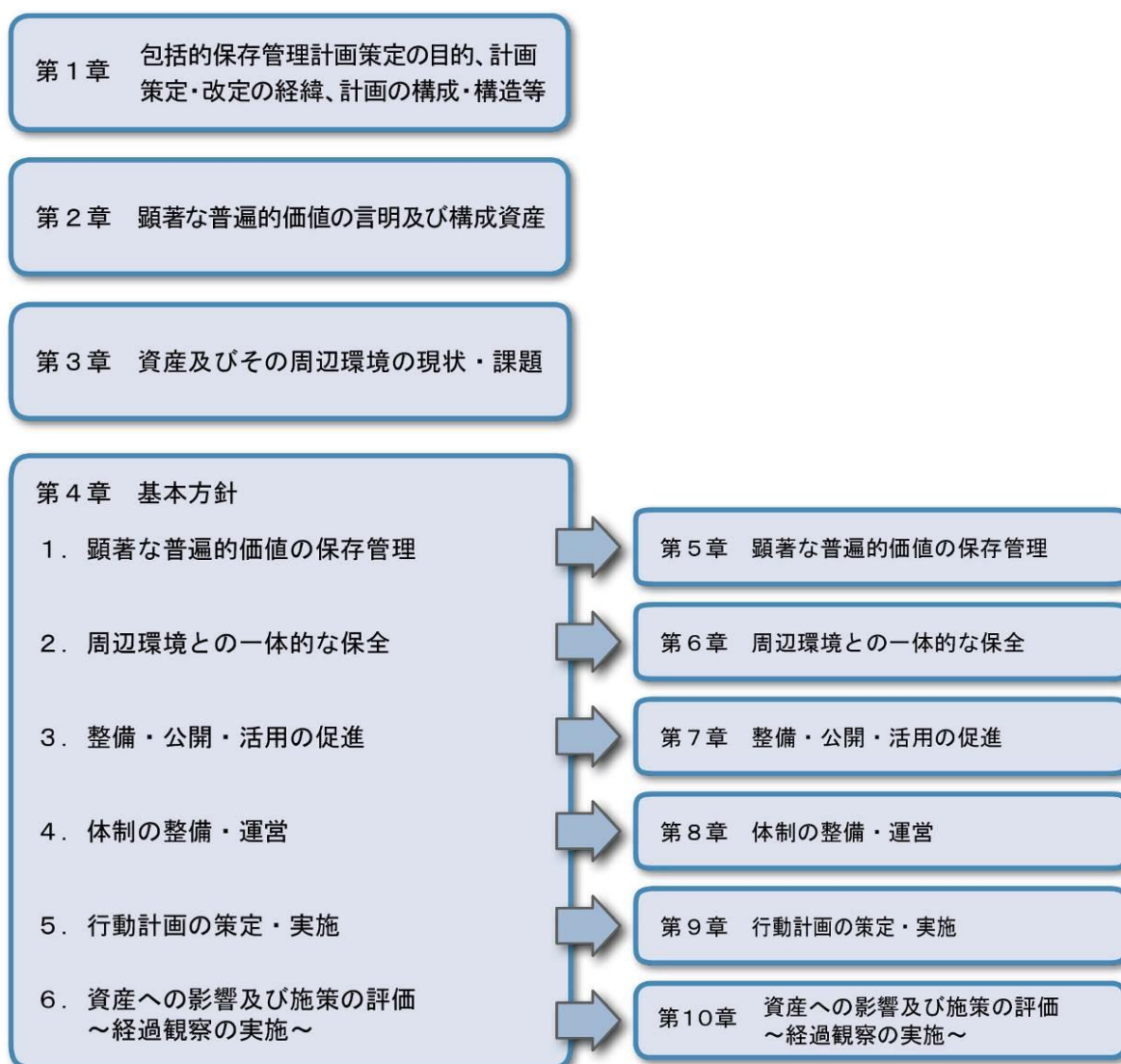
行動計画の工程における実施期間が経過したための時点修正等の改正

(4) 進行管理等

- ・国の出先機関、静岡・山梨両県、関係市町村等から成る「富士山世界文化遺産協議会」が、資産及び周辺環境の把握、資産の保存管理等に係る協議を行う。
- ・協議会の構成員に住民代表者、資産所有者、現地の関係団体等を加えた「富士山世界文化遺産協議会作業部会」が、協議事項の事前調整等を行う。

(5) 構成・構造

ア 本冊



イ 分冊

- ・分冊1：資産の保護の根拠となる法律との緊密な関係の下に定められた個別計画の概要
- ・分冊2：資産の周辺環境の保全の根拠となる法令・制度等の許可等の基準の概要
- ・分冊3：イコモス評価書及び第37回世界遺産委員会決議（37.COM 8B.29）
- ・分冊4：世界文化遺産富士山ヴィジョン・各種戦略

世界遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアルについて

1 要 旨

富士山世界文化遺産協議会は、開発行為等により富士山の顕著な普遍的価値を損ねることがないように、遺産影響評価制度の運用マニュアルを策定した（令和3年4月運用開始）。

2 遺産影響評価とは

開発行為等が世界遺産の顕著な普遍的価値に与える影響の可能性を事前に予測・評価する制度。Heritage Impact Assessmentの頭文字をとって、「H I A（エイチ アイ エー）」と呼ばれることがある。

3 経 緯

- ・世界遺産委員会では、世界遺産登録及び保全状況の審査において、遺産影響評価の実施を勧告するケースが増加しており、今後、各資産においても対応を求められる可能性が高い。
- ・第12回学術委員会（R元年10月）で、世界遺産富士山においてもH I Aを導入すること及びそのためのマニュアルを策定することが承認された。
- ・これを受け、関係市町村等と協議をしながら、富士山世界文化遺産学術委員会でマニュアルの内容について検討を行ってきた。

年 月	内 容
R元年10月	第12回学術委員会でH I Aの導入及びマニュアル策定が承認
R2年1月・7月	小委員会（2回）にてマニュアル案を検討
R2年8月～R3年1月	関係市町村及び県関係課に対し説明、意見照会
R2年9月・12月・R3年1月	小委員会（3回）にてマニュアル案を検討
R3年2月	富士山世界文化遺産学術委員会での承認
R3年3月	・富士山世界文化遺産協議会作業部会での合意 ・富士山世界文化遺産協議会での承認
R3年4月	マニュアル運用開始

4 マニュアルの概要

- ・市町村と県が連携して、開発行為等があることを事前に捕捉し、影響の有無を評価するための手順等を取りまとめたもの。
- ・文化財保護法、自然公園法等の世界遺産富士山を保全している法令の所管課と世界遺産担当課が情報共有しながら、開発事業者の協力を得て影響を評価する。

＜具体的な記載項目＞

評価対象のスクリーニング方法、評価のフローチャート、評価書の作成要領 ほか

5 遺産影響評価部会の設置

制度導入にあたり、事業者による遺産影響評価書作成の要否、遺産影響評価書の内容等について事務局が協議を行う機関として、富士山世界文化遺産学術委員会遺産影響評価部会を設置した。